

小鳩園の児童発達支援センター化に 関する基本方針

令和2年6月

伊那市

目次

はじめに	1
1 策定について	2
(1) 国の方針	2
(2) 児童発達支援センターとは.....	3
(3) 伊那市の発達支援に関する状況.....	4
2 整備に向けた基本コンセプト（基本理念）	1 2
3 目指す機能・役割と事業内容	1 3
(1) 通園部門（児童発達支援事業：小鳩園）	1 3
(2) 相談部門	1 5
4 整備計画	2 2
(1) 計画の内容.....	2 2
(2) 今後のスケジュール	2 2
5 沿革	2 4

はじめに

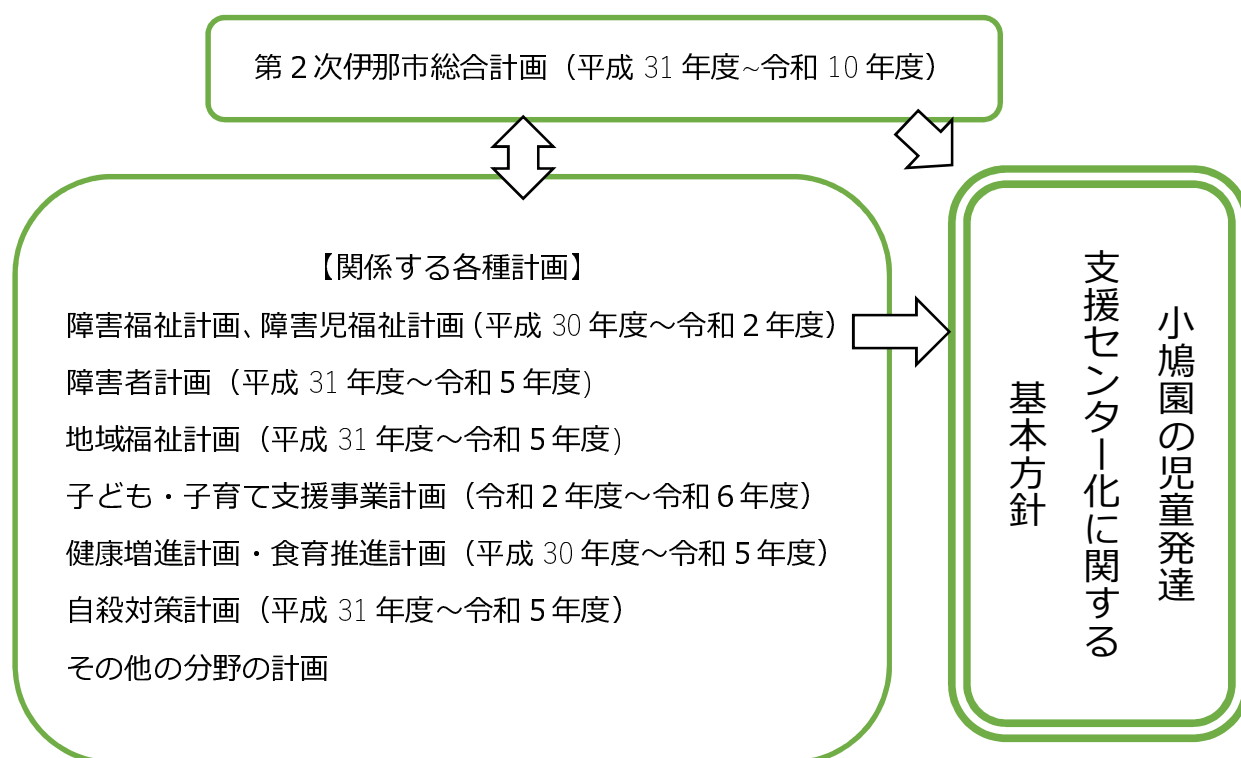
伊那市では、母子通園訓練施設として昭和 50 年に小鳩園を開設し、障害のある子どもやその保護者への支援に取り組んできました。平成 10 年頃から、落ち着きがない、指示がとおらない、集団行動がとりにくい等の特性をもつ、いわゆる発達障害の概念が急速に広まり、平成 16 年発達障害者支援法が施行された頃には、通園施設だけの役割にとどまらず、市内の保育園への巡回相談、乳幼児健診後の発達フォロー教室などにより、障害や発達特性のある子どもの早期発見・支援に取り組んできました。

近年、発達の特性も多様化がみられますが、まだ一般的に十分認識されてはいないため、子どものライフステージすべてで適切な対応がなされているとはいえない状況です。また、発達障害と虐待との関連を示す研究等もあり、昨今の虐待の増加と無関係とはいえない現状もあります。

そこで伊那市では、障害のある子ども、発達特性のある子どもやその保護者の支援の充実を図るため、児童発達支援センターを設置する必要があると考えました。現在、市で取り組んでいる第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画等の各種計画に基づき、今まで培ってきた小鳩園の実績を発展させ、さらなる充実を図ります。

この整備に関する基本構想は、児童発達支援センターに関する基本的な考え方や重点的に取り組む事項を取りまとめたものです。

【各計画の中での位置づけ】

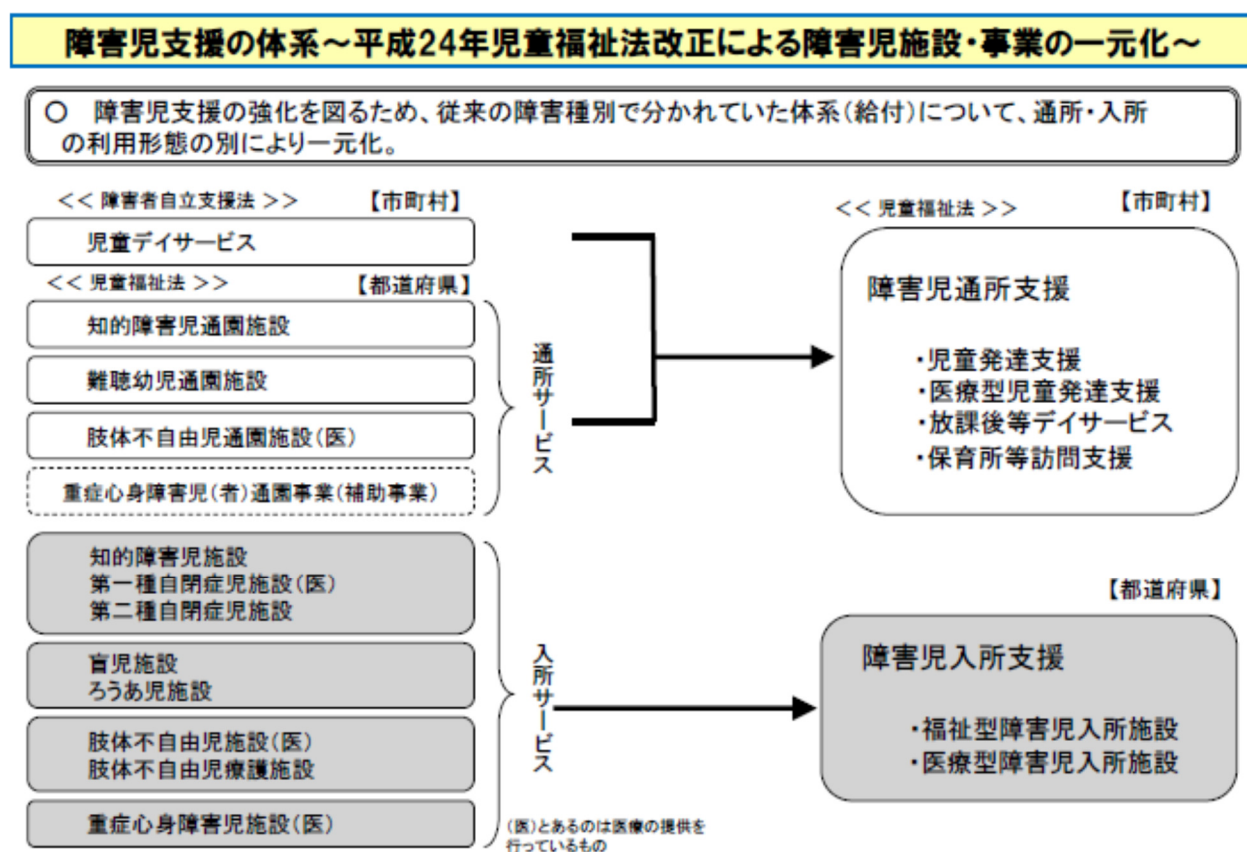


1 策定について

(1) 国の方針

平成 24 年 4 月に一部改正された児童福祉法により、障害児を対象とした施設・事業については、児童福祉法に根拠規定が一本化されました。これに伴い、障害のある子どもが障害種別にかかわらず、身近な地域でサービスを受けられるようにするために、通所による支援が「障害児通所支援」に再編され、これまでの通所支援（児童デイサービス・障害児通園施設）が「児童発達支援」「医療型児童発達支援」へ一元化されるとともに、新たに、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」が創設されました。また、通所サービスの実施主体は都道府県から市町村に変更になりました。

図 1 厚生労働省資料



国が改正した指針の中で、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする成果目標が設定されました。

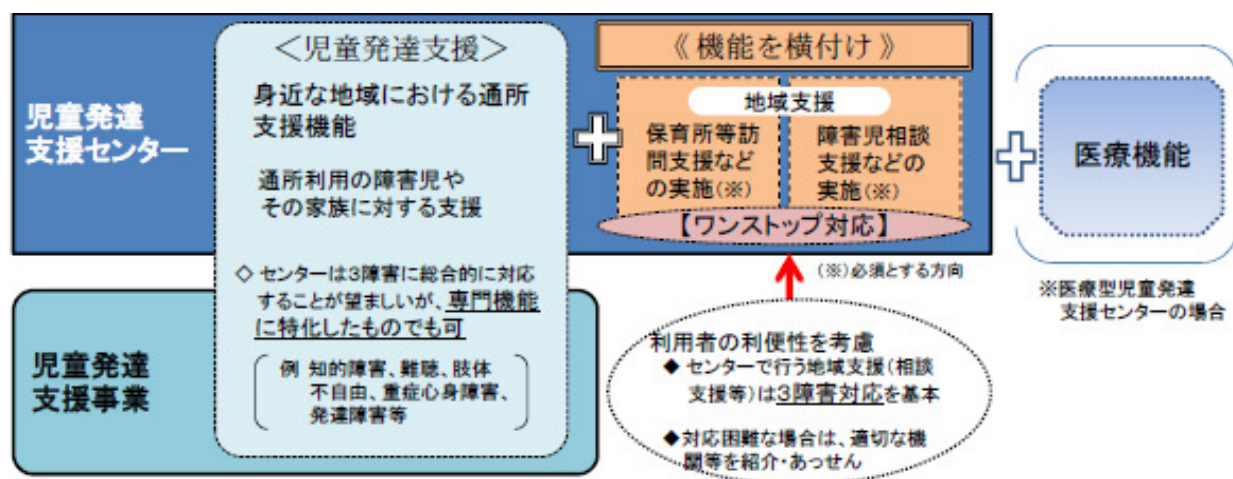
また、障害児通所支援の利用にあたり、本人に寄り添った支援を行うための「障害児相談支援」が創設されました。サービスの支給決定の前に、障害児通所支援の利用計画を作成します。

（２）児童発達支援センターとは

児童発達支援は、児童福祉施設に位置付けられた「児童発達支援センター」やその他の場所で行うこととされています。児童福祉法第 43 条に規定される児童発達支援センターは、発達に遅れのある又は障害のある子どもの通所事業所として、日常生活における基本的生活習慣の指導、知識技能の体験、集団生活への適応訓練等を行います。あわせて、施設の有する専門機能を生かし、地域の発達障害や発達に特徴のある子どもやその家族への相談、またそれらの子どもを預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援施設として、地域支援を行うことが求められています。

児童発達支援センターは、18 歳未満の障害児と家族を対象とした相談や事業を実施します。

図 2 厚生労働省資料

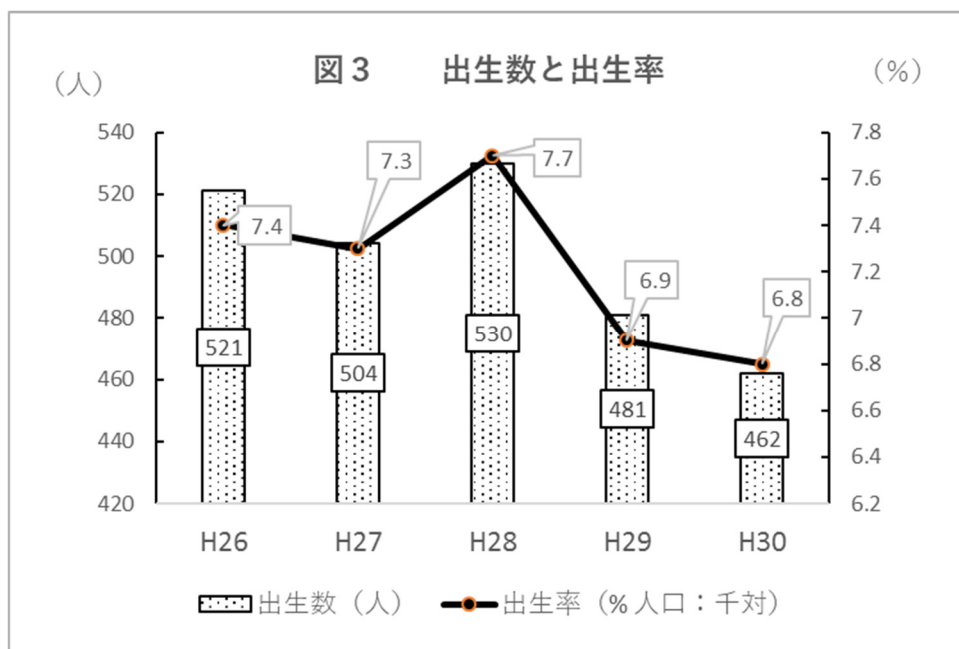


(3) 伊那市の発達支援に関する状況

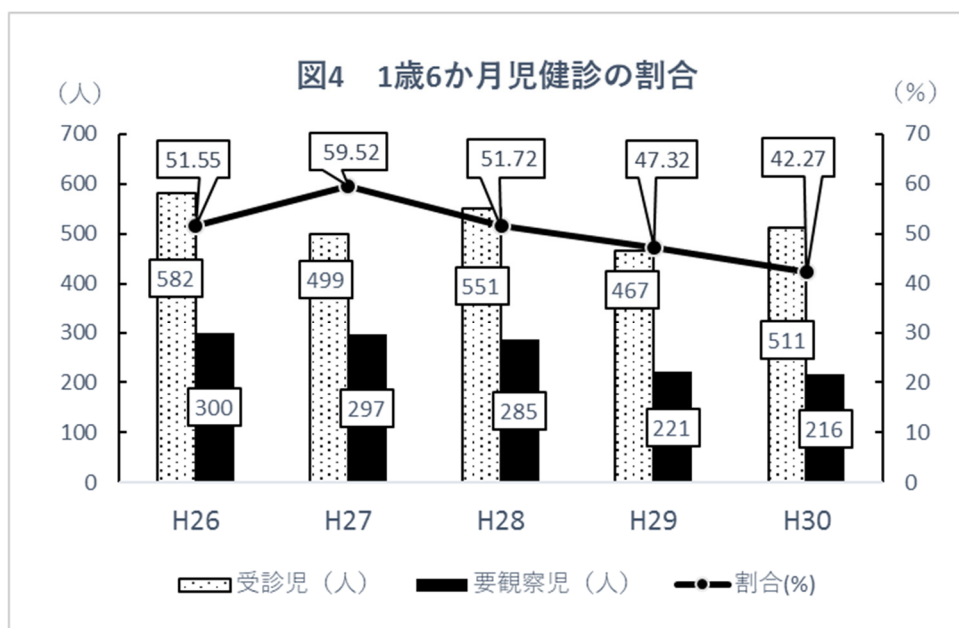
児童発達支援センターの事業や体制を検討するにあたり、対象となる子どもの状況を把握する必要があります。

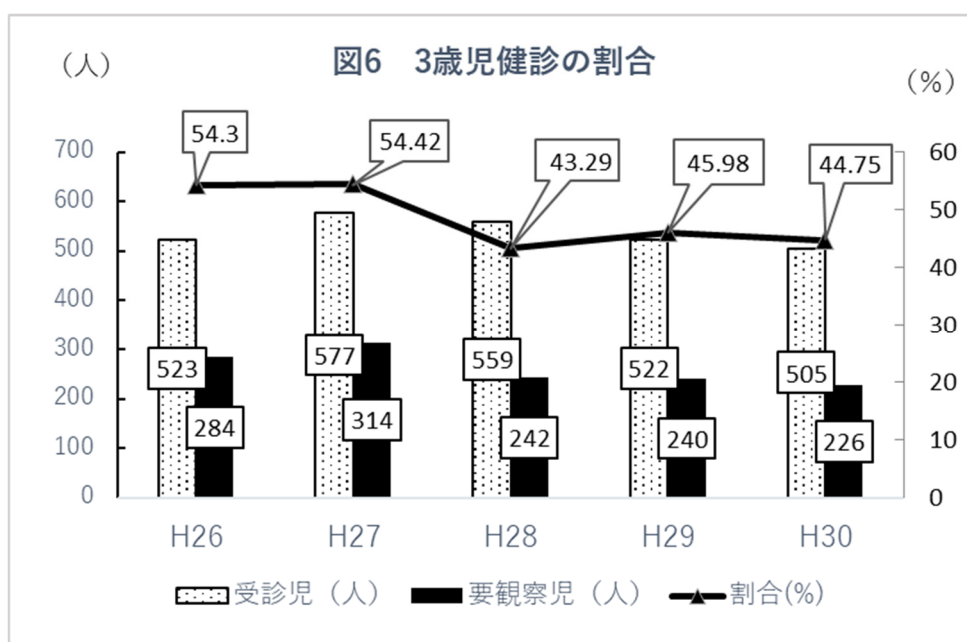
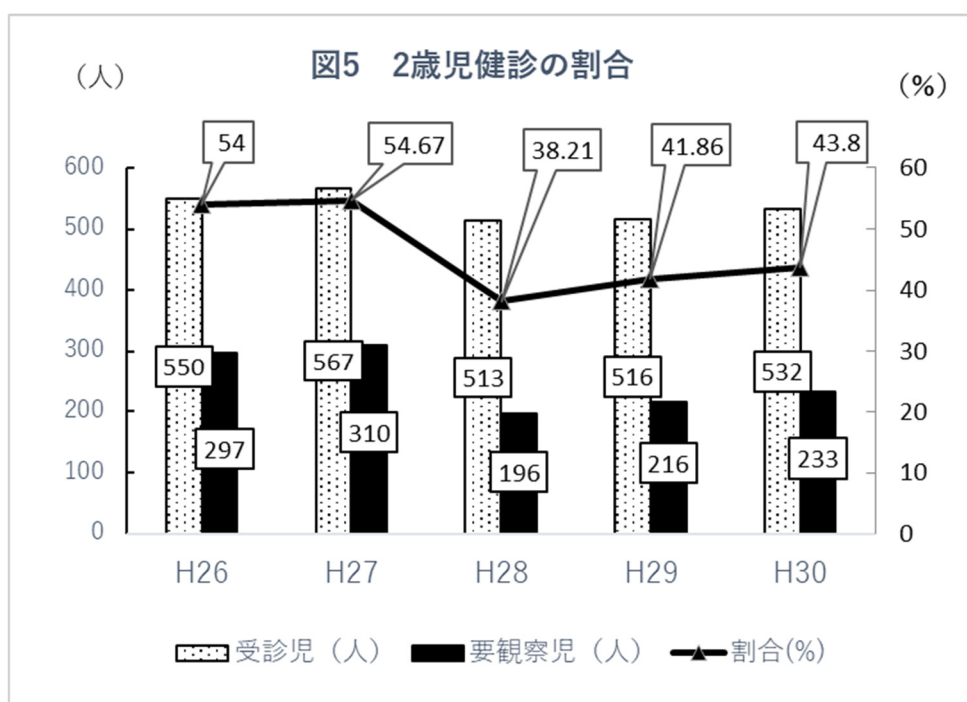
① 出生数

平成 29 年から、年間出生率は下降気味ですが、460 人前後の子どもが出生しています。



② 幼児健診（1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診）における要観察児



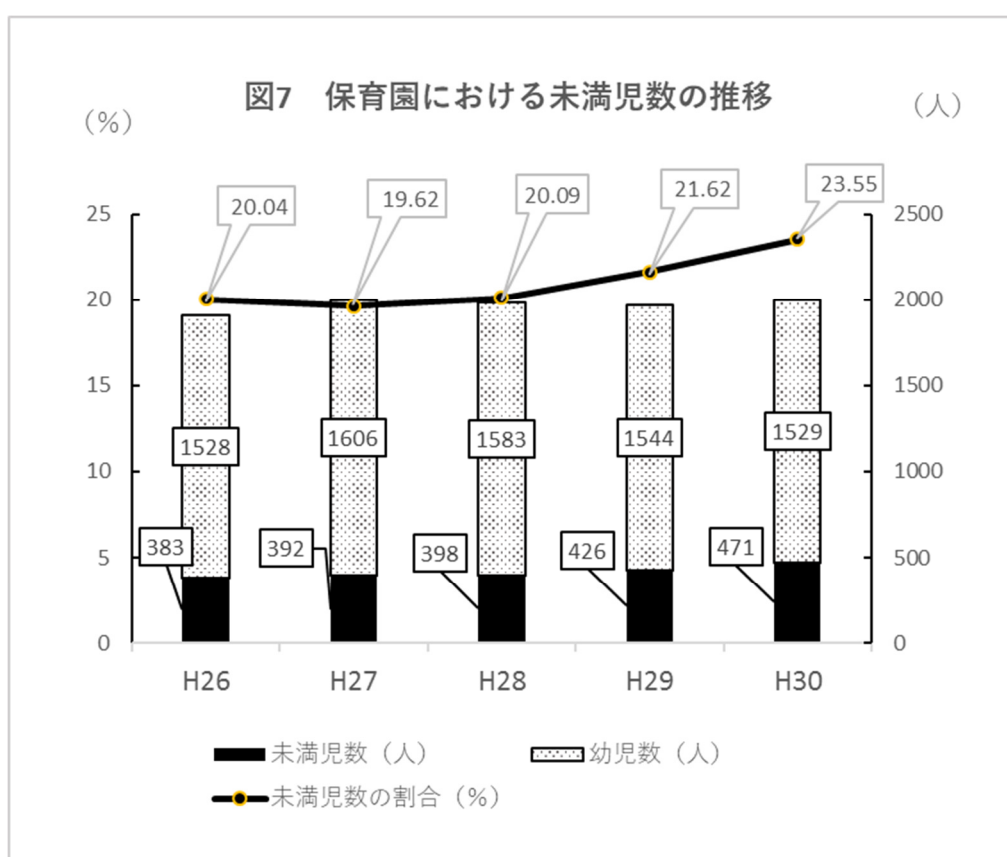


発達障害を早期に発見し適切な支援につなげるために、幼児健診では、発達の気になる子どもを要観察児として、保健師が経過をみていきます。

図4～6は、平成26年度から平成30年度までの幼児健診の要観察児の年齢別推移です。スクリーニングの結果、発達面の経過をみていく必要がある子どもは、毎年4割を超えています。

要観察児と判断されると、保健師が訪問や面接等の保健指導で支援を行うほか、伊那市では、年齢ごとに複数の親子教室（遊びの教室、グループ遊び）を開催し、親子遊びや、専門家による個別相談を行っています。これらの活動をとおして、より子どもの特性に合わせた支援を提供できるよう、子どもの発達を見極めていきます。

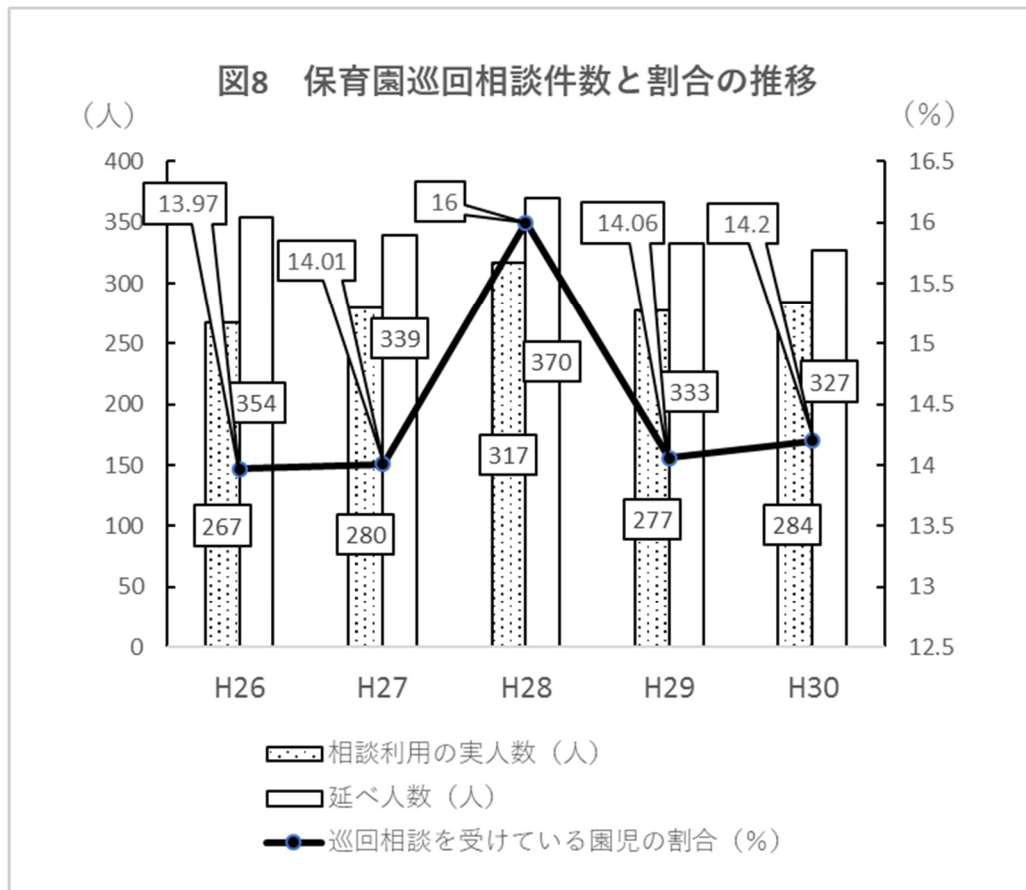
しかし、核家族化、共働きやひとり親家庭の増加等の社会構造の変化に伴い、未満児保育の利用が増加傾向にあるため（図7）、早期に個々に合わせた支援が必要な場合でも、保育園のなかで経過をみていかざるを得ないケースも増えています。



③ 就学までの発達支援

健診から要観察児として継続してフォローしてきている子どもと、集団生活をはじめてから特性が顕著になってきている子どもたちについて、伊那市では平成13年度から、専門スタッフによる保育園巡回相談を行っています。

保育園での子どもの様子を確認しながら、保護者の相談に応じ、保育士と協力して支援方法を検討しています。



乳幼児健診で要観察と判断されても、その後の支援や、集団生活の経験を積み重ねることで、個性の範囲に落ち着いてくる子どもたちもいます。そのため、相談をする子どもの数は減ってくるものの、保育園巡回相談を利用した実人数は、毎年同程度の割合で推移しており、常に一定の割合で発達等に関する相談を必要とする家庭があることが分かります。伊那市の相談数の割合は、全保育園児の約 14%以上にのぼり、25 人前後のクラスに何らかの支援を必要としている子どもが 3 人から 4 人程いる計算になります。

通常保育の中で、発達特性を持ち合わせている子どもたちへのサポート力が求められていることが分かります。

④ 児童発達支援事業所（小鳩園）の状況

表1 児童発達支援（小鳩園） 利用者数推移

	H26	H27	H28	H29	H30
実人数（人）	41	34	32	64	55

障害児支援利用計画を作成し、児童発達支援事業所（小鳩園）を利用する子どもたち

の数は年々増加し、平成 28 年度までは待機児童が多い状況でした。平成 29 年度に定員数をあげてからは、実人数の大幅な増加がみられます。

しかし、親の就労等の家庭事情で、本来であれば児童発達支援によるきめ細やかな療育が必要な子どもが、未満児から保育園に通っているという家庭も多くみられます。小鳩園と保育園との併行通園も可能ですが、未満児は単独通園がないため、仕事を休まない限り利用できない、又は頻度が非常に少なくなってしまう現状があります。また、通園する手段がないため、家に近い保育園には通えるが、小鳩園への通園は難しいという家庭もあります。

このような状況の中で、子どもたちに必要な療育の提供をしていくために、小鳩園の利用方法、登園方法の検討をしていくことが早急に必要です。

また、小鳩園から保育園へ移行した子どもが安心して生活できることの確認や継続的な相談を保証すること、小鳩園へ通うことが難しい子どもに対して、保育園等の子どもを預かる施設のなかで十分に専門的な支援が受けられるよう、児童発達支援の拡大（保育所等訪問支援のサービスの提供）が必要となります。

⑤ 小学校・中学校の状況

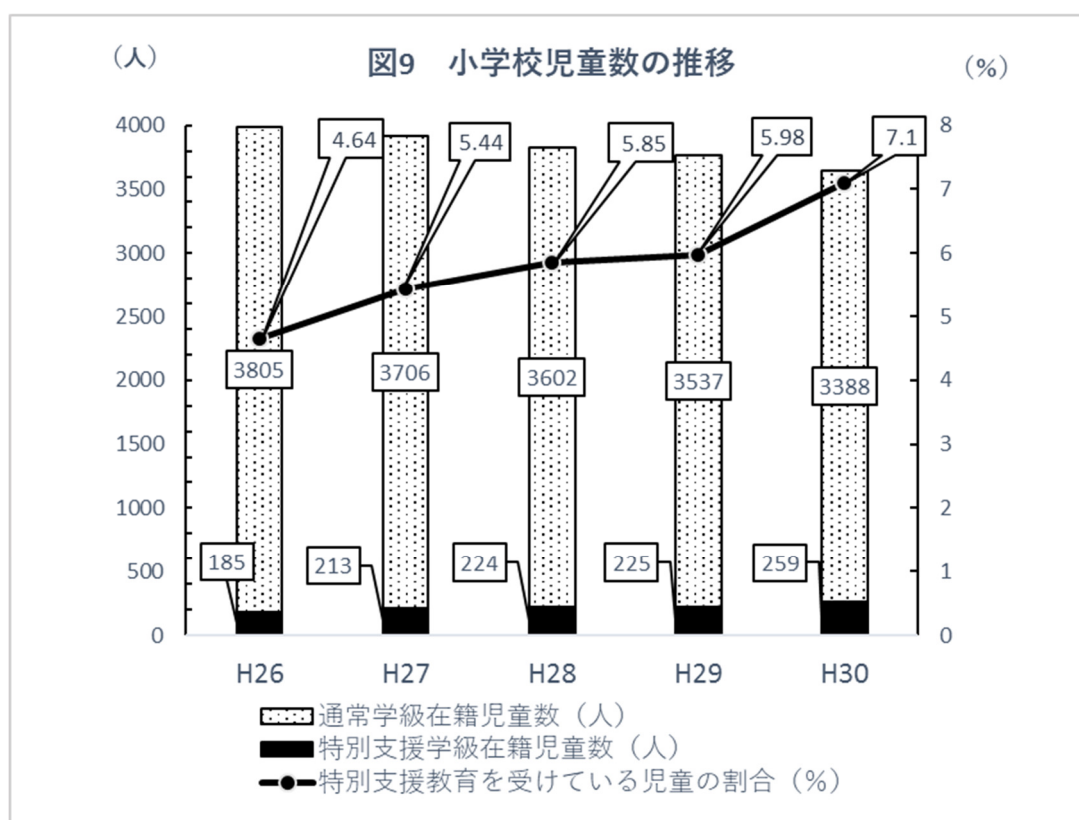


図10 中学校生徒数の推移

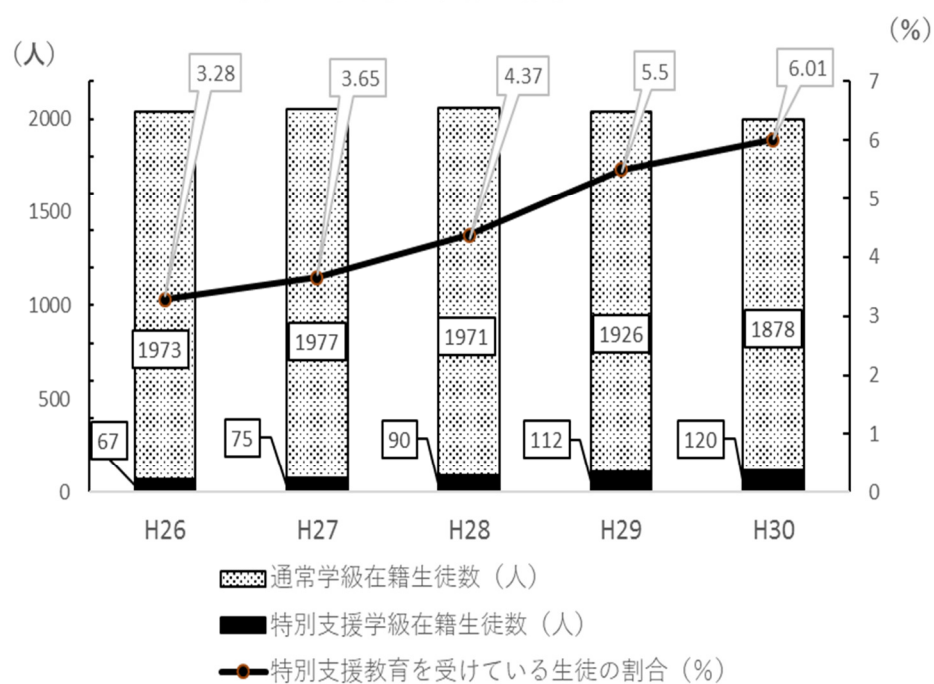
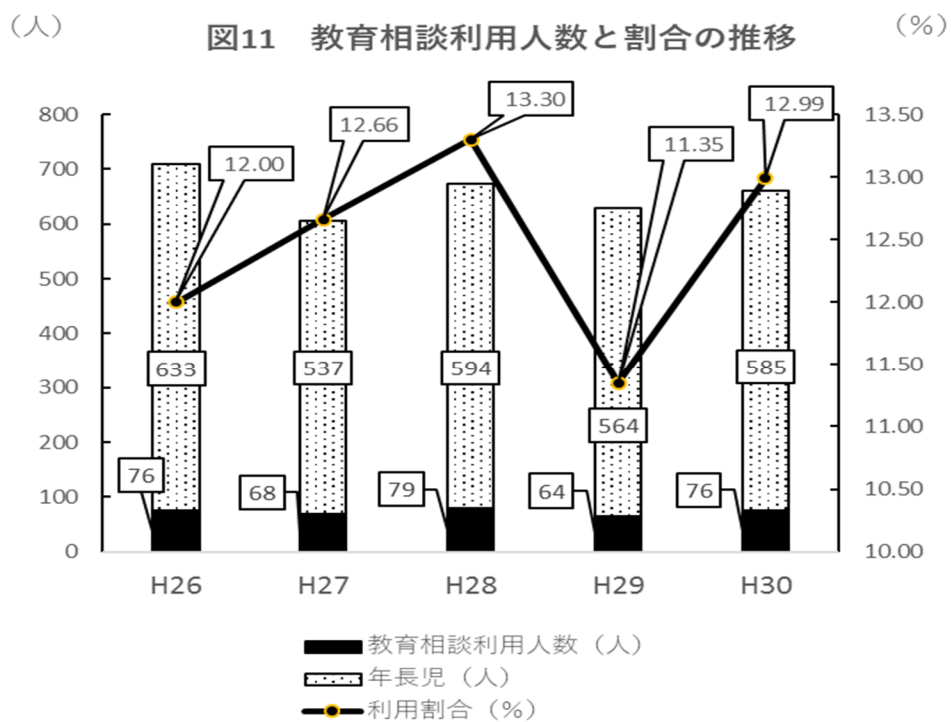


図11 教育相談利用人数と割合の推移



特別支援学級に在籍している児童生徒の割合は、年々右肩上がりに上昇しています（図 9、図 10）。平成 30 年度には小学校で 7.1%、中学校で 6 %になっています。

一方で、伊那市では通常学級で支援を必要とする可能性のある幼児に対して、教育相談制度を利用して学校へつないでいますが、毎年同程度の割合（約 12%以上）で推移しています（図 11）。文部科学省が平成 24 年度に公表した、「通常学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」での学習面又は行動面で著しい困難を示す児童の割合は小学校で 6.5%とされていますので、入学の段階では全国平均の 2 倍近い割合であることがわかります。

学齢期以降も継続して発達支援やその見極めをしていく必要がありますが、幼児期の療育支援と教育との連携が十分とは言えない現状です。

また、幼児期は適応していても、就学後に不適応を起こし、そこで初めて発達特性があることがわかる子どもたちもいるため、就学後の発達相談窓口の整備も必要です。

⑥ 学童期の障害福祉サービスの状況

表2 放課後等デイサービス 利用者数推移

	H26	H27	H28	H29	H30
実人数（人）	49	67	54	99	115

障害や発達特性のある子どもたちの放課後や休日の居場所として、障害福祉サービスの「放課後等デイサービス」の利用がひろがってきています。徐々に民間事業所が増えてきていますが、サービスの内容は事業所による差が大きい状況です。今後も民間事業所が増えていくことが予想されますので、連携をとりながら、一緒に子どもの発達を支えていけるよう発達支援のネットワークの構築が求められます。

⑦ 現状のまとめ

- (ア) 障害や発達特性のある子どもの人数が増加しています。特に、通常学級や通常保育のなかで支援を必要とする子どもの人数が増加しています。
- (イ) 療育を必要とする障害や発達特性のある子どものなかに、乳幼児健診後のフォロー教室や、児童発達支援事業所を利用できない家庭が増えています。
- (ウ) 発達の専門スタッフは、乳幼児健診から就学までを主にフォローしており、就学までの発達支援体制を整えてきています。しかし、専門スタッフによる就学後の発達支援体制は十分であるとはいえません。

⑧ 課題

- (ア) 障害の早期発見、早期療育ができる適切な専門施設が必要です。
- (イ) 市民にとってわかりやすく、利用しやすい発達の相談窓口が必要です。
- (ウ) 障害や発達特性のある子どもが、身近な地域でサービスを受けられるような多様性のある支援体制が必要です。
- (エ) 障害や発達特性のある子どもと関わっている保育士、教員等が相談、助言、指導を受けられる機会が必要です。
- (オ) 障害や発達特性のある子どもに関わるすべての機関が連携する必要があります。

2 基本コンセプト（基本理念）

伊那市の現状と課題をふまえ、次の4つを児童発達支援センターの基本理念とします。

（1）療育機能の充実

障害や発達に特性のある子どもの抱える課題を早期に発見し、早い時期から適切な支援を行うことで、生活上の困難が軽減されるとともに、不登校や引きこもり、社会生活への不適応といった二次的な障害を防ぐことを目指します。また、養育環境にも目を向け、リスクチャイルド（不適切な養育環境に置かれていることで発達上の課題が生じるおそれがある子ども）も併せて発見できるよう努めます。

幼児期の療育については、一人ひとりの障害特性を理解し、個々の状況に合わせ専門性の高い手厚い療育プログラムを提供するとともに、家庭での養育を支援するなど、より充実した療育体制を構築します。

（2）切れ目のない一貫した相談支援

主な相談対象をこれまでの就学前までから、0歳から18歳までに拡大し、療育を中心とする相談支援体制の強化とともに、保健・医療・福祉・教育と連携することで、切れ目のない支援を行います。これにより、ライフステージに応じた継続的な支援が可能となり、乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきた子どもの障害や特性による課題などを含め一貫したサービスの提供を実現します。

（3）地域支援の強化

地域で生活している障害を持つ子どもが、生活する場で専門的な支援を受けられるよう保育所等訪問支援事業を新設します。

地域で子どもを支える、保育・幼稚園や放課後等デイサービスの事業所などの地域の関係機関が、障害に関する対応力を高められるよう、巡回相談や職員研修などを充実させます。

（4）関係機関や地域との連携の促進

さまざまな関係機関が連携し、障害のある子どもの成長段階に応じた支援を行えるよう発達支援ネットワークを構築します。

障害のある子どもとその家族が地域で充実した生活を送るためには、取り巻く地域を構成する市民の理解が不可欠であるため、障害に関する市民への啓発を積極的に進め、地域全体で障害のある子どもとその家族を支える地域作りを目指します。

3 目指す機能・役割と事業内容

伊那市児童発達支援センターは、障害や発達に特性のある子どもの中核的な療育施設として、基本理念の実現に向けて、療育、相談、家族支援、地域支援、ネットワーク整備等を行います。

(1) 通園部門（児童発達支援事業：小鳩園）

① 目的（基本指針）

心身の発達に援助を必要とする乳幼児が保護者とともに、又は単独で通園することで、生活や遊びのなかから一人ひとりに必要な機能、感覚訓練及び生活指導を行い、乳幼児の育成を援助します。

② 事業内容

(ア) 児童発達支援事業

- ・ 計画的に個別療育指導、グループ指導を行い、個々の発達段階や課題を見極め、一人ひとりに必要な保育、療育を提供します。
- ・ 小グループの中で社会性が身につくよう、一人ひとりの発達に必要な保育、療育を丁寧に行います。
- ・ 一日の生活を通し、基本的生活習慣や生活の流れが身につくよう、個々に合わせた支援を行います。
- ・ 遊びながら楽しく身体を動かすことで身体機能の発達を促すよう、一人ひとりに必要な訓練を行います。
- ・ 保護者の困り感や対応方法などについての相談を受けながら、特性理解を深め、より良い親子関係の構築を図ります。

a. 親子通園

- ・ 親子で通園することで、保護者が職員とともに対処方法を考え学びながら、子どもの発達や特性の理解を深め良好な親子関係の構築を図ります。
- ・ 親子が成功体験を積み重ねることで、親子の信頼関係を築き、保護者が子育てへの自信を持てるよう支援をします。

b. 単独通園

- ・親子通園を経て、さらに自立に向けた力をつけるために保護者と分離し、少人数グループのなかで職員や友達と一緒に過ごすことで必要な経験が出来るようにします。
- ・少人数グループの中では、周りの人とのコミュニケーションの取り方や集団生活でのルールを身につけるための指導をします。

c. 併行通園（親子通園・単独通園）

- ・一人ひとりの発達の状況により、保育園や幼稚園と小鳩園に籍を置き、親子又は単独で通園します。（週1日～4日）
- ・小鳩園の小グループの中で、社会性を身につけるために、一人ひとりの発達に必要な保育、療育を丁寧に行います。

d. 重症心身障害児通園

- ・看護師を配置し、必要に応じた医療的ケアを行いながら、安心安定した環境の中で一人ひとりに適切な保育、療育を行います。

(イ) その他

- ・必要に応じてケース検討会議や支援会議を行います。
- ・市内保育園、認定こども園、幼稚園と連携し、交流をします。
- ・随時、職員研修を行い、職員のスキルアップを図ります。

(2) 相談部門

① 相談事業

(ア) 一般初期相談窓口の開設

発達相談の総合窓口として、障害や発達特性に関わる相談に幅広く応じます。

また、相談の内容や相談者のニーズに応じて、適切な相談機関へつなげます。

- 利用対象者 市内に在住する 18 歳未満の子ども及びその保護者
- 利用時間 原則平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 利用者負担 無料

(イ) 専門相談

巡回相談や一般相談で経過観察が必要と判断された子どもの相談を、その子ども等に適した専門の職員が行います。発達検査等で子どもの個々の発達の状態を評価し、子どもの発達について時間をかけて分かりやすく伝えることで、保護者の理解を深めます。

- 利用対象者 一般初期相談において利用が必要と判断された 18 歳未満の子ども及びその保護者
- 利用時間 原則平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（予約制）
- 利用者負担 無料

(ウ) 障害児相談支援（計画相談）

子どもと保護者に寄り添い、ニーズに応じた障害児支援利用計画を作成し、適切な通所支援につなげていきます。さらに一定期間ごとにモニタリングを行うことをとおして、支援のコーディネートを行います。保護者と面談しアセスメント（評価）し、子どもに合ったあそびや生活の場面での適切な支援の方法を考え、経験の場としての利用を勧めます。安心して子育てができるよう継続した相談にも努めます。

- 利用対象者 小鳩園を利用する未就学児及びその保護者
- 利用時間 原則平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（予約制）
- 利用者負担 無料

(I) 親子療育事業

発達に遅れや特性のある未就学児が親子で来所し、小集団での活動や親子での遊びをとおして、人とのやりとりや子ども同士の関わりを学びます。また、保護者の理解の状況を把握し、その保護者が子どもに対して適切な関わり方を習得できるよう指導・助言を行います。

- 利用対象者 市内に在住する発達に遅れや偏りのある未就学児及びその保護者
- 開催日 プログラムに応じて実施
- 利用時間 プログラムに応じて実施
- 利用者負担 無料

(II) 関係機関との連携

a. 乳幼児健診（市の健康推進課との連携）

1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診にて、発達に特性のある子どもの保護者に対して発達相談を行います。子どもの発達にフォローが必要と判断された場合、適切なフォロー先へつなげます。

b. あそびの教室（市の健康推進課との連携）

健診後のフォロー教室として、集団遊びをとおして子どもの発達を促すとともに、成長の様子を見守る支援を行います。保護者に対しては、子どもの育つ力を理解し、適切な育児ができるようにするとともに、安定した親子関係を築けるように支援します。

c. そだちの相談（市の健康推進課との連携）

子どもの発達に心配のある保護者や、幼児健診後のフォローとして言語聴覚士、作業療法士等の専門職が個別相談を行います。

d. 医療的ケア児支援（市の子育て支援課との連携）

医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療から地域在宅生活の橋渡し、各機関との連携も丁寧に行っていきます。

e. 教育支援委員会及び教育相談（市の学校教育課との連携）

障害や発達特性のある子どもが就学に際し、適切な支援が受けられるよう子ども相談室と連携して対応します。

f. 読み書きの修得に困難のある児童の早期発見・支援（市の学校教育課の連携）

読み書きの習得に困難のある児童を早期発見し、支援につなげる体制を教育委員会とともに整備し、専門的な助言を行います。

g. 虐待の発見・予防（市の要保護児童対策地域協議会との連携）

発達障害や、発達特性のある子どもやその保護者との相談の中で虐待が疑われる家庭や、貧困等により家庭支援が必要な家庭であると判断された場合、市の要保護児童対策地域協議会に通告し、必要に応じともに支援にあたります。

② 地域支援事業

(ア) 専門スタッフによる保育園巡回相談

保護者にとって身近な保育園で気軽に相談ができる場として定期的に保育園を巡回します。ことばの遅れ、集団行動ができない、多動である、しつけしにくい等、発達に遅れや特性がある子どもの保護者が、子どもについての理解を深め、子どもに合った育児ができるよう相談・支援します。臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士の専門職が、保護者と相談します。希望があれば、担任の先生に助言を行い、子どもが適切な支援を受けられるようにします。

○利用対象者 発達に遅れや特性のある子ども及びその保護者

○利用者負担 無料

(イ) 巡回保育士による保育園巡回相談

巡回保育士が定期的に保育園・幼稚園への巡回を行い、保育の中での一人ひとりの姿を観察し、その子が抱える苦手な部分やその背景を探り、必要な手立てやクラス運営について、担任の先生などと一緒に考えていきます。保育環境や保育内容についての相談を行います。

○利用対象者 市内の保育園・認定こども園・私立保育園・幼稚園

○利用者負担 無料

(ウ) 保育所等訪問支援事業

保育所等の集団生活の場において、発達に特性のある子どもの保護者等からの要望に応じて発達支援センターの専門職員が子どもの生活する施設へ訪問し、対象となる子どもの集団生活での状況を確認し、集団生活適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。子どもへの直接支援だけでなく、訪問先の担任の先生等への技術的指導・助言等を行います。

- 利用対象者 市内に在住する 18 歳未満の子ども及びその保護者
- 利用手続き 児童福祉法に基づいた申請手続き
- 利用者負担 児童福祉法に基づき所得に応じた費用負担があります。(令和元年 10 月 1 日より満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間は無償)

③ 家庭支援

(ア) ペアレントトレーニング

発達に特性のある子どもを持つ保護者が、子どもの行動の適切な見取り方や対処の仕方等についてグループで学びます。親子間の不適切な関わりを減らし、よりよい親子関係をつくることができるよう援助していきます。

(イ) 心理カウンセリング

専門相談にて、子どもの状態の評価やアドバイスだけでは保護者の理解等が不十分な場合、又は子どもの養育に関わって保護者自身が支援を必要とする場合は、臨床心理士による専門的な相談を行います。

(ウ) 兄弟姉妹等の支援

療育を必要とする子どもに兄弟姉妹がいる場合、療育を受けている間の託児を行い、兄弟姉妹の保育を保障します。

④ 地域連携事業

(ア) 啓発活動

発達障害および児童発達支援センターの理解・周知のために、パンフレットの作成、講演会等の実施による啓発活動を行います。

(イ) 保育施設等職員研修

発達障害および児童発達支援センターの理解・周知のために、保育施設等の職員（現場で働く教員、保育士、指導員等、庁内で働く職員等）に対する研修を行います。

(ウ) 発達支援ネットワーク会議（仮）の開催

障害や発達に特性をもつ子ども一人ひとりに応じた適切な支援を行うためには、成長段階や分野ごとに縦割りの支援が行われるだけでなく、成長段階全体をとおして総合的な支援を一貫して提供することが重要です。そのために、関係機関が互いの役割・機能を理解し合えるよう会議を開いて情報交換を行います。保健・医療・福祉・教育等の各関係機関の連携による一貫した支援体制づくりのための意見交換、障害児支援施策の進捗状況の確認や状況変化への対応策の検討を行います。また、協議事項や見出された課題等の検討をし、施策への反映につなげます。

(エ) 支援会議の開催・参加

一人の子どもに関わる支援機関が情報を共有することにより、支援方法、方針の検討、役割分担等を行います。コーディネートは基本的に相談支援専門員が行います。

図 12 児童発達支援センターの機能概要

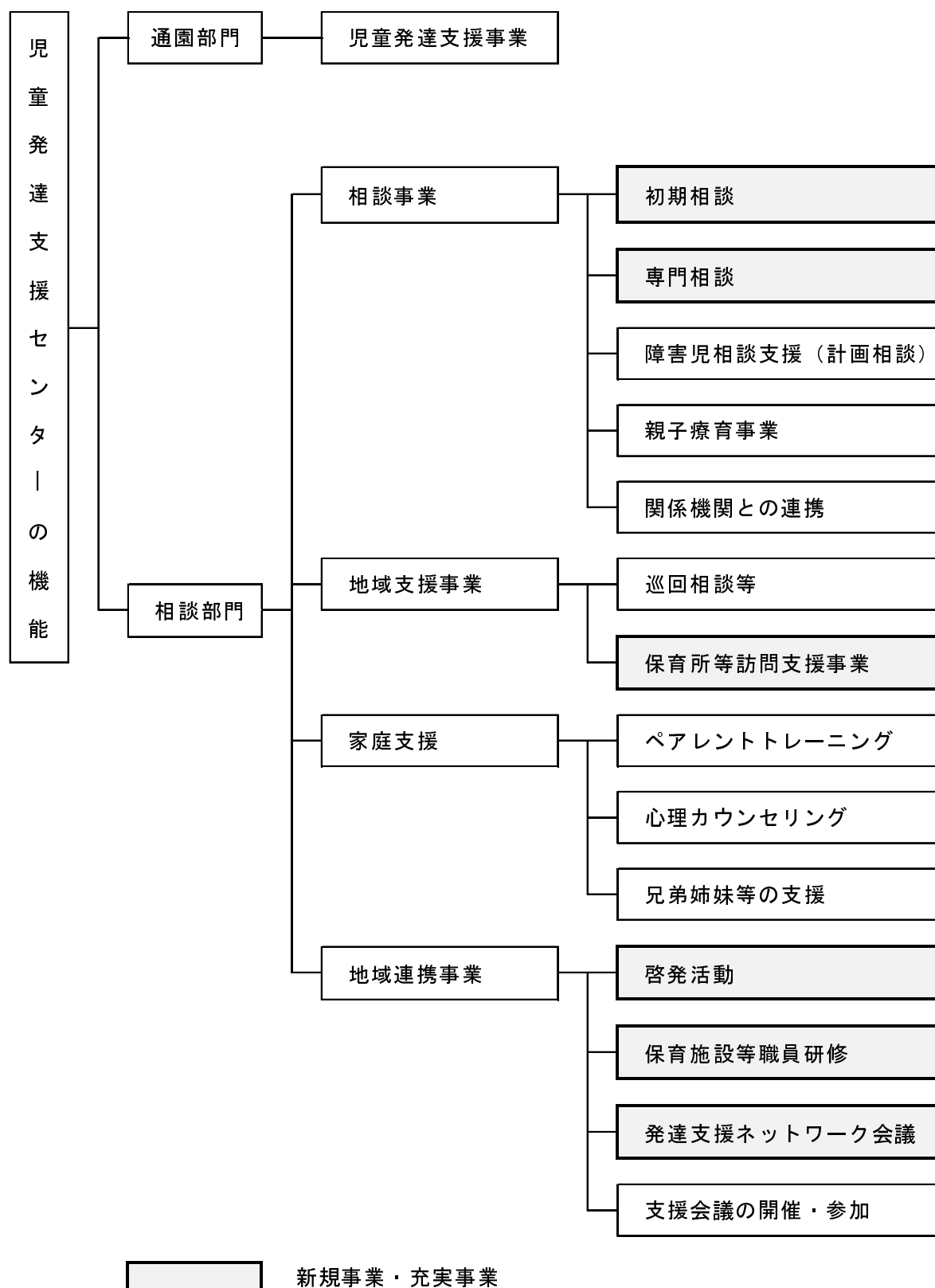
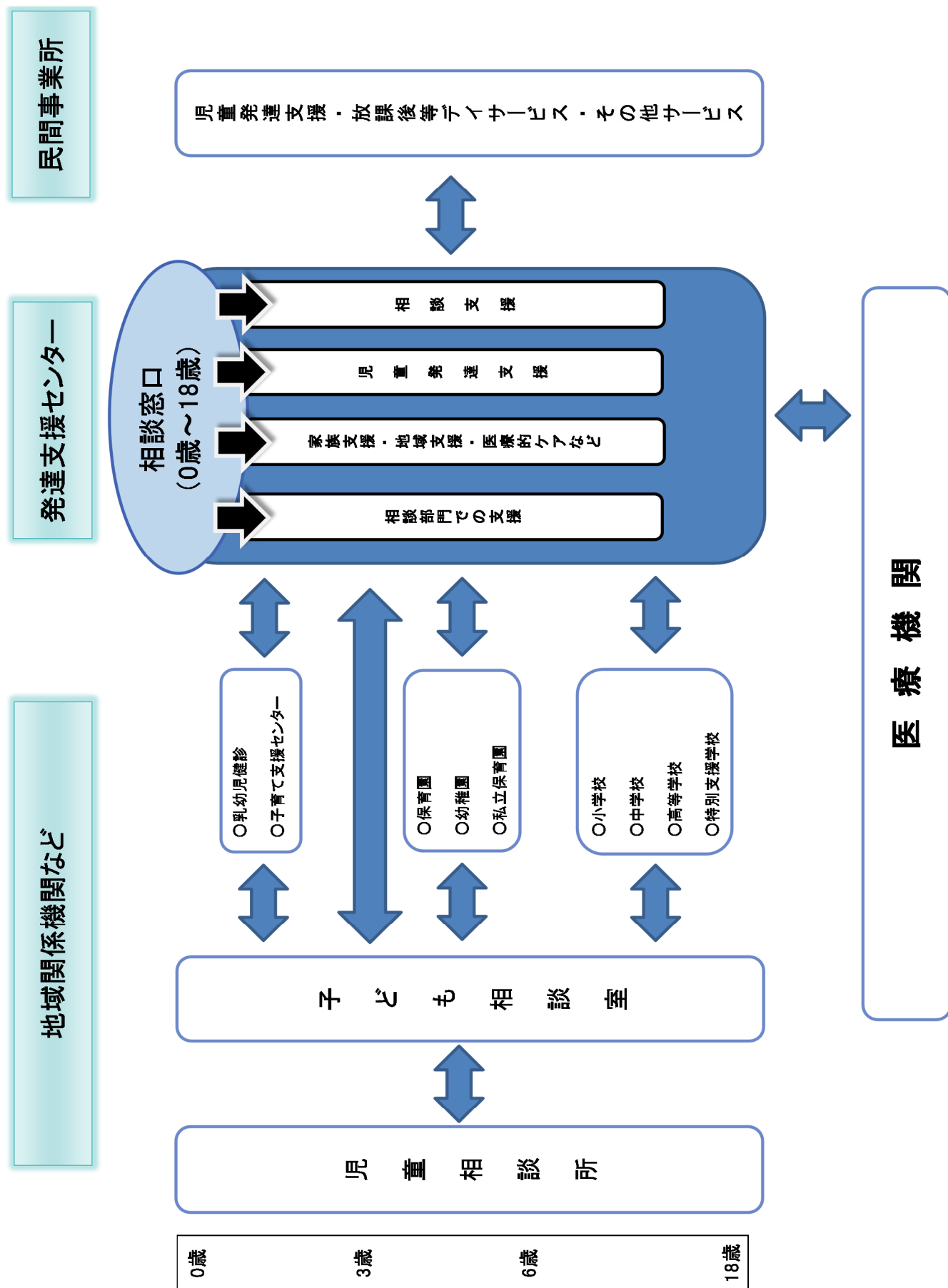


図13 発達支援ネットワークの概要



4 整備計画

(1) 計画の内容

① 児童発達支援センターとしての発足

現在不足している医務室を確保し、センターとしての施設設備を整えます。事業内容を実施できる職員体制と連携体制を整備します。

地域支援事業の拡大により、機能を強化します。

② 需要に合わせたサービス提供体制の整備

医療的ケア児等コーディネーターの配置、送迎、受入時間等について、研究検討し整備します。

看護師の確保を行い、常時医療的ケア児等への対応を可能にします。

③ 機構改革

子ども相談室との連携を保持しながら、児童発達支援センター機能を満たす機構改革を行います。

④ 施設の長寿命化

建設から 30 年以上を経過する建物について、使いやすい施設とするために必要な改修を行い、設備の更新や建物の長寿命化を図ります。

(2) 今後のスケジュール

令和元年度	児童発達支援センターとしての事業体制の研究・準備 子ども相談室の小鳩園からの転出
-------	---

令和2年度	施設内の配置整備・医務室の確保、エレベーターの更新、多目的トイレ等の整備
-------	--------------------------------------

令和3年度4月	児童発達支援センターとして事業開始 保育所等訪問支援事業開始
---------	-----------------------------------

	センター化事業整備 (ソフト整備)	センター化施設整備 (ハード整備)	長寿命化施設整備 ユニバーサル デザイン化
令和元年度	○センター開始準備	○子ども相談室移転	
令和 2 年度	○センター開始準備 ○保育所等訪問支援事業 研究準備 ○送迎検討	○事務室配置変更、 医務室確保 ○重症心身障害児 保育室配置変更整備	○エレベーター整備 ○多目的トイレ整備
令和 3 年度	◎児童発達支援センター 開始 ◎保育所等訪問支援事業 開始		○照明 LED 化 (故障分から、 随時取り替え)
令和 4 年度 ～10 年度			内装・床・配管・設備 等改修
令和 11 ～15 年度			外壁改修
令和 16 ～20 年度			維持修繕
令和 21 ～25 年度			屋根・外壁等改修
令和 26 ～30 年度			維持修繕
令和 31 ～35 年度			解体・新築

5 沿革

昭和 50 年	水神保育所敷地内の児童館を利用し開設
昭和 51 年	竜東保育所を拠点に統合保育開始
昭和 59 年	「ことばの教室」内に「ことばのへや」を設置し、幼児指導開始
昭和 60 年	希望の家(現在地)を新築し移転。隣接した竜北保育所との交流開始
平成 2 年	あそびの教室（保健師、保育士、言語聴覚士）開始
平成 11 年	小鳩園内に「ことばのへや」設置
平成 12 年	言語聴覚士正規採用
平成 13 年	保育園巡回開始（言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、巡回保育士） 母子分離保育開始
平成 14 年	訪問看護制度導入
平成 17 年	伊那市社会福祉協議会が伊那中央病院跡地へ移転
平成 18 年	障害者自立支援法による児童デイサービス事業開始 単独通園開始 『上伊那圏域障害者総合福祉センターきらりあ』『子ども相談室』併設
平成 19 年	きょうだい支援（子育てサポーター）開始
平成 20 年	小児科医師による医療相談開始
平成 22 年	言語聴覚士の正規化（学校教育課、子育て支援課兼務）、巡回保育士（非常勤）1 名を増員 『上伊那圏域障がい者総合福祉センターきらりあ』社会福祉協議会施設へ移転。小鳩園が施設管理を行う。
平成 24 年	児童福祉法による児童発達支援事業開始 放課後等デイサービス事業開始 作業療法士(正規)が兼務で増員、臨床心理士(非常勤)1 名を増員
平成 25 年	療育相談「こばと」の相談部門と『子ども相談室』が一緒になり、相談支援事業開始。0 歳から 18 歳までの相談の窓口として開始 巡回保育士（正規・嘱託（子育て支援課・学校教育課と兼務）） 臨床心理士（非常勤（学校教育課））、作業療法士（正規（学校教育課））
平成 29 年	放課後等デイサービス事業休止